

第3章 参入決定後の留意事項

1. 参入時の留意事項

認定農業者制度の活用

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定した農業経営を目指し、プロとしての意欲を持って自ら作成した農業経営改善計画（5年後の経営目標）を市町村に認定された農業者のことです。

認定農業者になると、農業経営をする上で有利となる低利融資制度、農地流動化対策、補助事業、価格安定制度など活用できる支援措置が広がります。

農業参入に係る許認可・支援施策申請手続き

農業経営を開始するためには、さまざまな準備、手続きが必要となる場合があり、それぞれの手続きには時間を要しますので、十分な余裕を持って準備しておくことが重要です。

農業振興地域内での営農

各市町村において、農業を振興して行くための地域を指定しています。そのうち農用地として指定されている区域内において、農業用施設や事務所など建設する場合、市町村の農用地利用計画の変更が必要となります。

この手続きには時間を要する場合（受付が年に1～2回のみ）が多いため、十分な余裕をもって、市町村あるいは市町村農業委員会に相談することが必要です。

農地転用

農地に農業用施設や事務所などを建てる場合には、農地法の許可が必要となる場合もあるため、事前に農業委員会へ相談しておく必要があります。

これにも2～3ヶ月は時間を要するため、十分な余裕を持って申請する必要があります。

農業制度資金

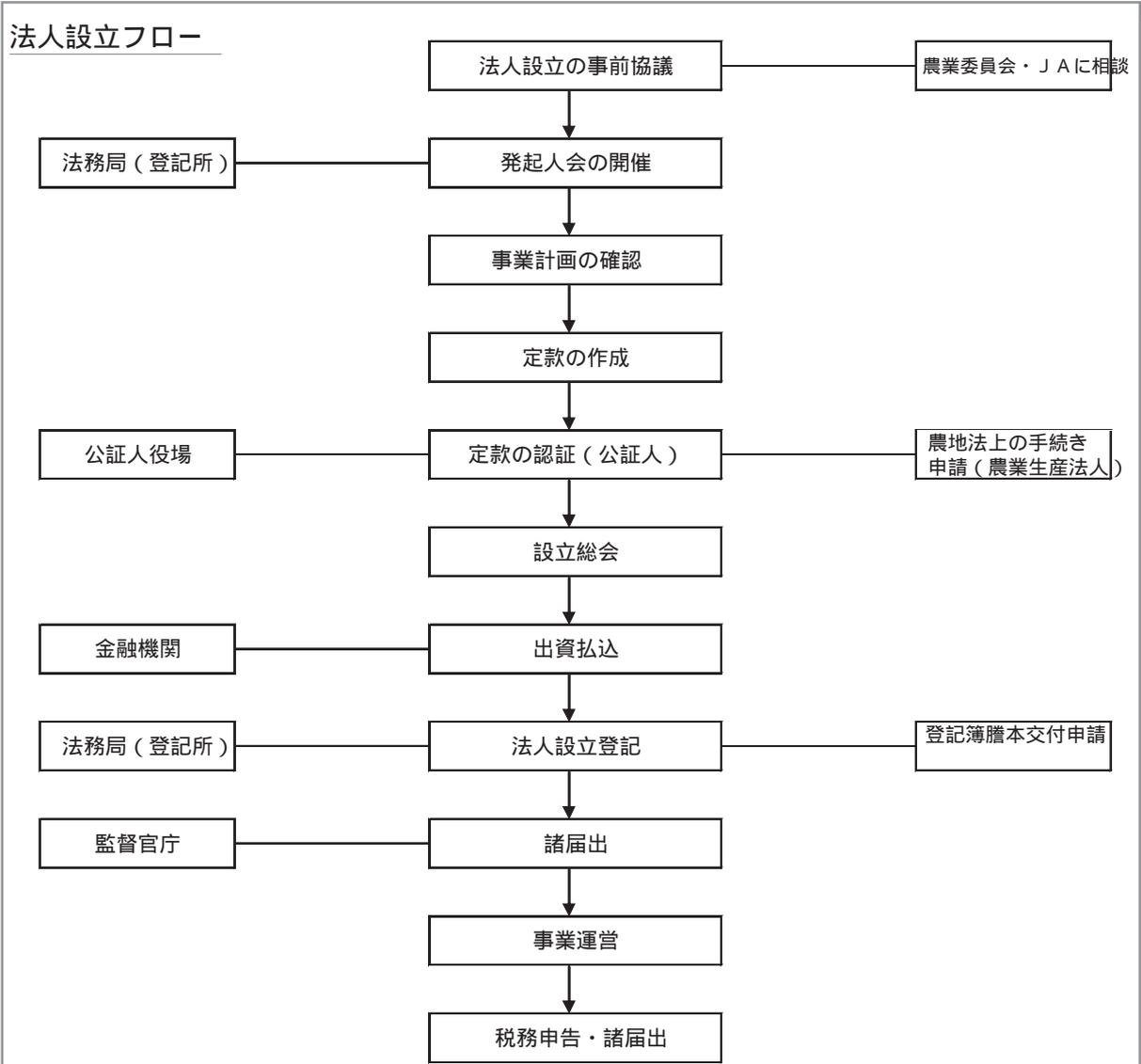
借入申込から貸付決定までの間に、融資審査及び利子補給審査等実施されることから時間を要します。また、資金によっては毎月の申込期限が決められていることもありますので、申込前に確認しておく必要があります。

各種補助事業

国や県、市町村において、農業を振興するための各種補助事業がありますが、補助事業により、補助対象者や事業内容が定められており、計画書に記述する内容や申請するタイミングも異なります。

また、各補助事業の予算は限られていることから、活用したい補助事業がある場合は、半年～1年以上前から各市町村へ相談しておく必要があります。

法人設立手続きの流れ



(注)この図は大まかな手順をあらわしたものです。
 実際は農事組合法人は定款の認証が不要であることなど法人の形態によって異なる手続きもあります。

国や県段階において、農業法人の情報収集や仲間作りのための任意組織として農業法人協会があります。

本県にも「島根県農業法人協会」がありますので、加入については島根県農業会議へお問合せ下さい。

円滑な経営のために

運転資金

農業経営では、農畜産物を生産して収入を得るまでに時間を要し、特に果樹や畜産経営の場合は経営が安定するまでに数年を要することから、その間の運転資金については、経営計画以上に余裕を持って確保しておく必要があります。

計画的な生産・販売

作目によっては、例えば葉たばこのように契約栽培であるものや、米や牛乳、鶏卵のように生産調整が行われているもの等は、生産計画の段階で関係団体（たばこ耕作組合、農協、生産者団体等）へ話をしておく必要があります。

また、その他の作目についても取引先（直売先や農協等）との調整なしに生産することは適当ではありません。